

阿賀野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年11月28日

阿賀野市長 田 中 清 善

阿賀野市規則第35号

阿賀野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則

阿賀野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成16年阿賀野市規則第107号）の一部を次のように改正する。

第2号様式を次のように改める。

年 月 日

住所

事業所名

様

自治会長



ごみ収集場所(ごみステーション)使用許可書

貴事業所より生じた事業系一般廃棄物を次のごみ収集場所(ごみステーション)に排することを許可いたします。

排出に当たっては、阿賀野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び同施行規則を厳守するとともに、利用ステーションの決めごとを守り、他への迷惑をかけることを条件といたします。

1 許可するごみ収集場所(ごみステーション)

(ごみステーション)

2 利用期間

1回の申請につき3年を限度とする。

年 月 日から 箇年
年 月 日まで

但し、1月から12月までを1箇年とし、年途中での許可期間は、残り月をもって1年とする。

第3号様式中「区長」を「自治会長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。